

西海市新コミュニティ交通広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市新コミュニティ交通（西海市新コミュニティ交通の運行に関する条例（平成31年西海市条例第13号）第2条に規定する新コミュニティ交通をいう。以下同じ。）の運行に供する車両のうち、市が所有するもの（以下「乗合タクシー」という。）へ掲載する広告に関し、必要な事項を定める。

(広告掲載の区分)

第2条 乗合タクシーへの広告掲載の区分は次のとおりとする。

- (1) 乗合タクシーの車内広告
- (2) 乗合タクシーの車体広告

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 乗合タクシーに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、これにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) たばこの製造
- (2) ギャンブルにかかるもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 占い又は運勢判断にかかるもの
- (6) 興信所、探偵事務所等
- (7) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の者
- (10) 各種法令に違反しているもの
- (11) 市税を滞納している者

- (12) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (13) 市内に事業所（本社、支社、営業所、工場、店舗、事務所など）を有しない事業者
- (14) その他車両に掲載する広告として適当でないと市長が判断したもの（掲載基準）

第5条 次の各号に定めるものは、掲載しない。

- (1) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等
 - イ 射幸心を著しくあおる表現 例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 人材募集広告については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法（明治32年法律第48号）・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (2) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現が含まれるもの
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現が含まれるもの
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(広告の規格及び広告掲載料)

第6条 広告の規格及び広告掲載料は、次のとおりとする。

種類	規格	広告掲載料
乗合タクシー の車内広告	A 4 程度まで	月額 1,500円
		半年額 8,000円
		年額 15,000円
	車内チラシ A 4 以内のチラシ100枚以内を 1 束とし、用紙左上に穴を開 け、タコ糸で結んだ状態のもの	月額 1,500円
乗合タクシー の車体広告	側面 縦25cm×横120cm マグネットシート（剥離が可能 で、長期の広告掲出に耐えるこ とができるもの）	月額 3,000円
		半年額 16,500円
		年額 30,000円
	後部面 縦20cm×横60cm マグネットシート（剥離が可能 で、長期の広告掲出に耐えるこ とができるもの）	月額 2,000円
		半年額 11,000円
		年額 20,000円

(広告掲載の募集方法)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を募集する場合は、広報さいかい（広報さいかい広告掲載取扱要領（平成19年西海市告示第4号）第1条に規定する広報さいかいをいう。）又は市ホームページにより募集を行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 申込者は、西海市新コミュニティ交通広告掲載申込書（様式第1号）

に、掲載しようとする広告の原案を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査の上、掲載広告の適否を決定し、西海市新コミュニティ交通広告掲載決定通知書（様式第2号）又は西海市新コミュニティ交通広告否掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

3 前項の場合において、広告掲載が適当と認められる申込みが乗合タクシーに可能な広告掲載数を超えるときは、その内容を審査し、市長が掲載する広告を決定するものとする。

4 第2項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市が指定する期日までに掲載しようとする広告物を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、広告掲載の決定後、市長の指定する期日までに第6条の広告掲載料を納付するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときはこの限りでない。

(広告掲載内容の変更)

第10条 市長は広告の内容及びデザイン等がこの告示に違反していると認める場合は、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の場合は、第8条第2項の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 広告主が、指定する期日までに掲載広告物を提出しなかった場合
- (3) 前条の規定により市長が求めた広告内容の変更に広告主が従わないとき。
- (4) 広告主又は広告内容が不相当と後日判明した場合

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを申し

出ることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第13条 市長は、広告の掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料を全額返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責任)

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対し保証しなければならない。
- 3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 8 条関係）

西海市新コミュニティ交通広告掲載申込書

年 月 日

西海市長 様

住 所..... 名 称

代表者職名

代表者氏名.....㊞

西海市新コミュニティ交通広告掲載要領第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

記

掲載する広告の内容		
広 告 の 原 稿		別紙のとおり
広 告 の 掲 載 期 間		年 月～ 年 月
広 告 の 規 格		
広 告 掲 載 料		円
広 告 掲 載 料 の 支払方法		1 一括前納
連 絡 先	担当者名	
	電話番号	
	F A X	
	e-mail	
備	考	

様式第 2 号（第 8 条関係）

西海市新コミュニティ交通広告掲載決定通知書

年 月 日

様

西海市長 ㊟

年 月 日付で申込みのあった西海市新コミュニティ交通広告掲載について、次のとおり決定しましたので、通知します。

記

台 帳 番 号	
広 告 の 掲 載 期 間	年 月～ 年 月
広 告 の 規 格	
広 告 掲 載 料	円
広 告 掲 載 料 の 納 付 方 法	支払い期限までに同封の納入通知書によりお支払いください。
広 告 の 原 稿	西海市政策企画課政策調整班へ提出してください。
備 考	

西海市政策企画課政策調整班 担当：
電話番号
F A X e-mail

様式第 3 号（第 8 条関係）

西海市新コミュニティ交通広告否掲載決定通知書

年 月 日

様

西海市長



年 月 日付で申込みのあった西海市新コミュニティ交通広告掲載について、次のとおり否掲載を決定しましたので、通知します。

記

否掲載の理由